

一般社団法人全国牛乳流通改善協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国牛乳流通改善協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、牛乳販売業者による牛乳の流通改善、牛乳の消費拡大及び牛乳販売業者の経営の安定に関する事業を行い、国民生活の向上並びに酪農及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 牛乳販売業者による牛乳の流通改善に関する事業
- (2) 牛乳の普及及び消費拡大に関する事業
- (3) 牛乳販売業者の経営の安定に関する事業
- (4) 牛乳の流通改善及び牛乳販売業者の経営に関する調査、研究及び広報に関する事業
- (5) 牛乳販売業者の研修及び教育に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員・・・この法人の目的に賛同して入会した、都道府県一円を区域とする牛乳販売業者団体。
- (2) 賛助会員・・・この法人の目的に賛同し、所定の様式による申込をし、理事会の承認を受けて入会した団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより次の書類を添えて申込みをし、その承認を受けなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき書類
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書類
- (3) その他会長が必要と認めた書類

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、毎年、別に定める額を支払う義務を負う。
- 3 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が解散したとき。

(届出)

第11条 正会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款若しくはこれらに代わるべき規定に変更があったときは、遅滞なく届け出なければならない。

(賛助会員)

第12条 上記第6条、第9条、第10条第1号及び第3号の規定は、賛助会員について準用する。ただし、この場合において「正会員」とあるは「賛助会員」と読み替えるものとする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として、毎事業年度の終了後3箇月以内で開催し、臨時総会は、必要がある場合を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定から6週間以内の日を総会とする招集通知が発せられない場合には、請求した正会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- 4 総会の招集通知は、総会の日より2週間前までに、その会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって各正会員に対して通知する。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決)

第20条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事

とする。

- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、第22条に定める定数に足りなくなっ

た場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集等)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第34条 この法人は、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、相談役は、この法人の運営に協力賛助を行うものの中から選任する。

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、この法人の運営事項について会長の相談に応じる。

5 相談役は、この業界の専門的事項について会長の相談に応じる。

6 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2、この法人の最初の会長は橋本正敏とする。
- 3、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。